

平成二十九年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、広島県知事から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年五月二十七日

広島県監査委員

同	同	同	同
川	奥	金	松
上	口	岡	
俊	兆	宏	
幸	生	巖	道

平成29年度包括外部監査の結果による措置状況

<知事所管分>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>第2 土地開発公社 8 元兼団地について (4) 指摘（情報開示のありかた） 土地公社の平成29年の事業概要には、主要事業の現況等として、「県では、県有地等分譲推進会議で利用方法が検討されており、県の早期再取得を要請しているところである」との記載がなされている。</p> <p>しかし、実際には県有地等分譲推進会議は平成21年度までしか開催されておらず、同会議において利用方法が検討されているという事実はないのであるから、「県では、県有地等分譲推進会議で利用方法が検討されており」との記載は明らかに事実と反する。</p> <p>土地公社は、その後毎年期限を1年に限って期間延伸契約を行っており、県に対し早期の土地の再取得を要請しているとするが、契約の期間延伸の締結が再取得の要請を促しているかは疑問がある。</p> <p>事業概要は土地公社のホームページにおいて公表されているが、記載された事実が真実でなければ、情報開示の意味をなさないことはもとより、元兼団地は、現状では、その活用も再取得の見込みもない土地であり、その処理が重大な懸案事項となっている不良資産なのであるから、県や土地公社は、元兼団地の実態を県民が入手しやすいようホームページにおいてわかりやすく開示すべきである。</p>	<p>元兼団地の実態を県民が入手しやすいよう土地開発公社のホームページについて、実態に合わせた修正を行った。</p>
<p>(5) 意見 ①県は、元兼団地の活用方法の検討状況や再取得の見込みについて、定期的に（少なくとも年1回）ホームページにおいて公表し、また、土地公社においても県民が見ても分かり易い情報公開をすべきである。</p>	<p>元兼団地については、現在庁内関係課で活用方法の検討を行っているところであり、活用方法の検討と併せて、公表のあり方についても、検討していく。</p>
<p>②県は、元兼団地を早急に再取得すべきである。その上で、資産価値を改めて評価し、処分の見通しを建て、最終的な財政負担額を算定して、議会と県民への情報公開による議論を行うべきである。</p>	<p>元兼団地については、土地の活用方針が決定した段階で買い取ることであり、土地開発公社や地元市である東広島市とも十分に連携しながら、検討を進めていく。</p> <p>再取得に際しては、資産価値を改めて評価し、処分の見通しを建て、最終的な財政負担額を算定した上で、議会や県民に丁寧に説明していく。</p>

9 広島県東部流通業務団地について

(4) 意見

県は、国等に対し、東部流通業務団地を速やかに取得し、一般国道2号の早期事業工事着手するよう引き続き強く要請すべきである。

当該箇所は、広島南道路の事業用地であり、国において今年度、調査設計が進められている。県としても施策提案等により整備促進を国に要望しており、引き続き、早期工事着手を国に対し強く要請していく。

平成29年度包括外部監査の結果による措置状況

<知事所管分>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>第3 道路公社</p> <p>8 前回指摘された事項の検証</p> <p>【本年度の監査における指摘】 (共通経費に係る配賦基準)</p> <p>現行の共通経費配賦基準に従った配賦計算が行われていない。現行の配賦基準より、実務で浸透している配賦基準の方が実態に即しているため、配賦基準自体を最新のものに見直すべきである。</p>	<p>利息収入の配賦の考え方を定めている基準を見直し、各路線の流動資産（現金、預金等）の割合によって配賦するよう改正した。（平成30年3月改正済）</p>
<p>【本年度の監査における意見】 (減価償却を加味した事業損益の開示)</p> <p>減価償却計算を加味した事業損益は、事業の実態を図るうえで有益であるため、参考数値として公表することを引き続き検討してもらいたい。</p>	<p>法令に従って会計処理を行っており、問題ないと考えている。</p>
<p>25 意見</p> <p>有料道路事業は、財政的な制約がある中、早期に事業効果を発現させるための制度で、その制度を活用して整備された広熊道路及び安芸灘大橋は、地方の幹線道路として交通の円滑化を図り、住民の福祉の向上と産業・経済の発展に寄与してきたところであるが、供用後から現在に至るまでの社会情勢の変化や県民、特に地域住民のニーズの変化を的確に捕らえ、さらなる住民の福祉の向上と産業・経済の発展につながるよう努力すべきと考える。</p> <p>(1) 広熊道路</p> <p>①平成30年度から無料開放が予定されている平成32年度の間において、笹子トンネル事故に端を発した老朽化対策費として1億6200万円、一般的な老朽化対策費として4億9900万円、委託費として1億7600万円の計8億3700万円を計上しているが、これらの内、委託費以外の費用を他のトンネルと同様、道路管理者（広熊道路では、広島県及び広島市）が負担し、広熊道路の維持費等を従前の維持費等と同程度とした場合には、償還準備金と損失補てん引当金の合計額は平成30年度中に有料道路事業費81億円を超えると予想される。</p> <p>このようなことをふまえ、料金徴収期間が延長することのないようにすべきことはもとより、一日も早い無料開放が実現するよう、有料道路の適切な維持管理及び経費節減に努めるべきである。</p>	<p>1) 広島熊野道路</p> <p>広島熊野道路の平成29年度末の償還状況は、有料道路事業費の81億円に対し、償還準備金繰入累計は約65.3億円、損失補てん引当金繰入累計は約15.4億円、その合計は約80.7億円となっている。</p> <p>一方で、広島熊野道路は施設の老朽化が進んでおり、平成25～26年に実施した橋梁、トンネル定期点検結果に基づき、次回点検の平成31年度までに、ひび割れ補修や塗装塗替え等の対策を講じることとしている。また、トンネルの非常用設備等についても、老朽化が激しいことから、更新工事を進めている。</p> <p>今後の収支見込みについては、平成30年6月の建設委員会において「料金徴収期間満了時（H32年12月）の償還準備金繰入累計は約66.4億円、損失補てん引当金繰入累計は約16.9億円、合計額は約83.3億円の見込み。ただし無料開放にあたっては、別途、料金所撤去や回数券の払戻しに要する費用として約1.9億円を確保しておく必要がある」と報告したところである。</p> <p>一方で、その後に発生した平成30年7月豪雨災害において、現道部の通行止めに伴う代替路（無料）措置を約2か月実施したところであり、今後の料金収入の推移を見ながら、無料開放時期を検討していく。</p>

<p>② 道路公社が無料開放までに予定しているすべての老朽化対策を行ったとしても、道路公社の試算によれば無料開放時点において残る見込みの約5千万円の損失補てん引当金をどのように活用するのか、具体的な方策を検討すべきである。</p>	
<p>(2) 安芸灘大橋 安芸灘大橋は「一般公共事業によって建設し無料で公開すべき道路について、財源不足による建設の遅延を避け緊急に整備するために採用されている特別の措置である」という有料道路事業の基本的な考え方にに基づき、早期の事業効果発現のために整備され、通行料金収入による償還後の無料開放が予定されている。</p> <p>しかし、安芸灘4島の少子高齢化に伴う急激な人口の減少や観光客の減少等の状況の変化に鑑みると、無料開放の早期前倒しを強く望む安芸灘4島の島民の声を真摯に受け止めるべきである。</p> <p>平成31年度には、有料道路事業費110億円のうち、借入金71億5000万円の全額が返済でき、県の出資した38億5000万円の実質未償還額は21億8446万円（有料道路事業費110億円から償還準備金及び損失補てん引当金の合計88億1554万円を控除した金額）になっている予定である。</p> <p>このような状況を踏まえるとともに、償還不可能な状況下であるなど無料化を判断した背景に違いはあるものの、無料開放を前倒した岡山県、三重県及び長崎県等の他県の事例も参考に、平成32年度以降の早い時期に無料開放が可能となるよう、地元自治体との協議等も含め具体的な方策を検討すべきである。</p>	<p>(2) 安芸灘大橋有料道路 安芸灘大橋については、地域住民の利便性の向上はもとより、島しょ部の産業の振興、交流促進など、重要な役割を担う道路であり、有料道路制度を活用して早期供用を図り、渡船が唯一の交通手段であった地域住民にとって、本土への時間短縮や生活圏の拡大が図られるとともに緊急輸送の観点から安心感の醸成につながったところである。</p> <p>平成29年度末の償還状況については、有料道路事業費の110億円に対し、平成29年度末時点の償還準備金繰入累計は約72億円、損失補てん引当金繰入累計は約12億円となっている。</p> <p>早期無料開放については、平成29年度末時点で、償還準備金として、約38億円が不足している現状を踏まえる必要があるとともに、今後の料金収入や適切な維持管理水準の確保、さらには、出資金放棄や償還財源の確保など、県財政へ与える影響も考慮した上で、慎重に判断する必要があると考えている。</p> <p>引き続き、着実な債務の償還や適切な維持管理に努めるとともに、安芸灘諸島の地域振興につながるよう利用促進を図っていく。</p>

平成29年度包括外部監査の結果による措置状況

<知事所管分>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>第4 住宅供給公社 9 その他の会計上等の検討（総勘定元帳について） (5) 意見 ①住宅公社は、財務諸表を会計基準の財務諸表標準様式に忠実に沿って作成しているが、財務諸表は総括表のみでなく、会計別損益計算書等（事業種類別の事業損益を含む）・注記事項・付属明細書・財産目録についてもホームページで公表すべきである。</p>	<p>平成30年6月に公社ホームページにおいて公表した。</p>
<p>②住宅公社は、会計基準以外の追加資料の工夫、作成、公表を検討すべきである。</p>	<p>会計基準に則り、適正に処理しているところであり、引き続き適正な処理に努めていく。</p>
<p>③公社が将来どの方向に向かっているのかを県民が知るためにも「業務報告書、事業計画、中期経営計画等」の公表も早急に行うべきである。</p>	<p>公表のあり方について検討していく。</p>
<p>14 住宅管理センターとの関係に関する指摘及び意見 (1) 指摘 ①住宅公社は、住宅管理センターとの間で締結している全ての契約について、現在の各契約の期間満了後は、競争入札を行うことを原則とし、随意契約を行う場合は、住宅公社の会計規程 86 条の何項に基づくものであるのか、当該契約ごとにその具体的根拠を示すとともに、複数の相見積を取得した上で契約を締結すべきである。</p>	<p>住宅管理センターとの契約について精査し、随意契約を行う場合は、会計規程に則り、適正な処理に努めていく。</p>
<p>②県は、上記①により住宅公社が締結した契約を精査し、競争入札を実施しているか否か、随意契約の場合はその根拠、当否を検証すべきである。</p>	<p>住宅管理センターとの契約について、上記の対応が実施されているか確認を行っていく。</p>
<p>(2) 意見 県及び住宅公社は、住宅管理センターの存在意義について再検討するとともに、抜本的改革を行うべきである。</p>	<p>住宅管理センターの業務の執行方法について、メリット・デメリットなどを整理するなど随時検証していく。</p>

<p>15 グリューネン入野について</p> <p>(7) 指摘</p> <p>定期借地権を設定した区画については、分譲（所有権の移転）と異なり、将来的には返還を受けた上で、当該区画をどのように処分するかが問題になるのであるから、未分譲区画の処分状況については、分譲数と、定期借地権の設定数を区分して算出・公表すべきである。</p>	<p>「財務諸表」の財産目録において明記するとともに、「財務諸表附属明細書」においても明確に記載しているところである。</p> <p>また、定期借地権の設定数については、平成29年度から「財務諸表附属明細書」の事業別損益明細脚注に明記し、ホームページで公表した。</p>
<p>(8) 意見</p> <p>①前記状況に鑑みると、県及び公社は、協力して、早期にグリューネン入野の全区画を処分するための具体的な処分計画を立てるべきである。</p> <p>その際、</p> <p>i 未分譲区画と定期借地権分を区別し、それぞれについて処分方法を検討すべきである。</p> <p>ii 「毎年十数区画の売却」程度の計画（目標）では、早期の完売は不可能であるから、例えば、未分譲区画を一定期間保有することに伴う負担やリスクも考慮した額で一括して事業者売却すること等、幅広い検討を行うべきである。</p>	<p>近隣企業・ハウスメーカー等へのまとめ売りの働きかけ（営業）の強化や地元の東広島市との連携など幅広い検討を行っていくこととする。</p>
<p>②県は、処分計画の実行状況を定期的に（少なくとも毎年1回）検証すべきである。</p>	<p>「広島県出資法人指導・調整要綱」に基づき実施している立入調査において、毎年確認している。</p>
<p>③県及び住宅公社は、上記計画の策定、変更内容や県による定期的な検証の状況を、インターネットにより公表すべきである。</p>	<p>分譲方法の検討と併せて、公表のあり方についても検討していく。</p>
<p>④住宅公社は、グリューネン入野の収支状況が決算書から容易に判別できるように、固定資産（賃貸事業資産又は事業用土地資産）として従前使用してきたものを売却したことにより生じた売却損益を分譲事業損益に含めた場合は、補足情報として注記等により、グリューネン入野に係る収支状況を開示すべきである。</p>	<p>会計基準に則り、適正に経理しており、固定資産から分譲資産に計上替えしたものについては、「財務諸表附属明細書」の事業資産明細脚注に明記し、公表した。</p>

<p>16 住宅供給公社の将来 (5) 意見</p> <p>①県及び住宅公社は、住宅公社が担うべき公的役割が現在も存するのか否か、住宅公社の存在意義を再検討すべきである。</p>	<p>住宅公社では、これまで住宅政策に応じ、高齢者向けのバリアフリー仕様の住宅や、ファミリー向けの良質な住宅などを県民に供給してきたところであり、これらの住宅には、現在も公社の供給する住宅であることを理由として居住している方がいる。</p>
<p>②県及び住宅公社は、①の検討の結果、住宅供給公社法の趣旨・目的に沿った、民間と競合しないような他の事業（住宅公社が現在行っている事業以外の事業）が見いだせないのであれば、住宅公社の存廃も視野に入れた中長期的計画を立てるべきである。</p>	<p>一方、住宅公社は現在、経営健全化に取り組む、公的資金に頼らない自立経営を行っているところであり、取り巻く環境の変化に伴う担うべき社会的役割を踏まえて、業務範囲等について検証しながら、引き続き自立した経営を行っていくこととする。</p>
<p>③県及び住宅公社は、上記①の検討の内容・結果及び②の内容及び計画の実行状況の検証結果をホームページにおいて公表すべきである。</p>	

平成29年度包括外部監査の結果による措置状況

<知事所管分>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>第7 資金運用 12 指摘及び意見 (1) 指摘</p> <p>①県及び土地公社は、公社本来の目的に沿った業務での資金需要額を算出し、需要額を超える余裕資金を早期に算出すべきである。</p>	<p>今後の資金需要額を算出するため、中長期的な事業計画の検討や、保有資産及び借入金担保必要額等の精査を行っている。</p> <p>余裕資金については、今後の金利変動リスク等を考慮した必要額を整理しているところであり、引き続き、早期の算出に向けて、取り組んでいく。</p>
<p>②県が主体となって、土地公社が有している余裕資金の活用方法を検討すべきである。</p>	<p>余裕資金の活用方法については、余裕資金の算出と併せて検討を進める。</p>
<p>(2) 意見</p> <p>①上記余裕資金の活用方法の検討に際しては、広く県民に情報を開示した上で、県民を上げて検討する機会を設けるべきである。</p>	<p>余裕資金の活用方法等と併せて、検討を進める。</p>
<p>②県及び土地公社は、余裕資金の県への帰属方法を検討し、早期に県へ帰属させるべきである。当該検討に際しては、土地公社のあり方を含めた具体的な計画を立てるべきである。</p>	<p>余裕資金の活用方法については、県への帰属方法を含めて検討を進める。</p> <p>また、公社のあり方については、今後、社会経済情勢が変化していく中で、公社が果たすべき役割や必要性を踏まえ、適切に判断する。</p>
<p>③土地公社は、過去の運用成果を精算させてまで、結果的にこれを購入資金に再び充当することになるような形での運用を行うことは極力控えるべきである。</p>	<p>土地開発公社において、資金運用に当たっては、引き続き、公有地の拡大の推進に関する法律及び広島県地方三公社資金管理運用方針に基づき、適正なリスク管理のもとで、金利動向等を踏まえながら収益の最大化を図っていく。</p>
<p>④住宅公社は、具体的な計画に落とし込める資金需要額を超える借入金返済可能資金を早期に金融機関からの借入金返済に充てるべきである。</p>	<p>金融機関からの借入金返済については、金利水準を見ながら、資金運用と比較し、随時検証を行っていく。</p>